

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第6号

平成27年6月18日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第6号

日程第 1 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について  
議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)  
議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について

- 議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 請願第 3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
- 日程第 3 委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について  
議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）  
議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について  
議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 請願第 3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
- 日程第 3 委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）
- 追加日程第1 議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第 1 議案第45号ないし議案第48号及び議案第50号

○議長（藤井裕一君）

日程第1、議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定についてないし議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について及び議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についての5件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成27年第2回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長報告を求めます。

平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君。

[平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○平成27年第2回定例会議案審査特別委員会委員長（川村成二君）

平成27年第2回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成27年6月8日に付託されました議案第45号ないし議案第48号及び議案第50号について、6月9日に、市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第45号、第47号、第48号、第50号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第46号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

ただいま議題となっている5件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、先例により、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

次いで、議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定についての討論を行います。

討論は ございませんか。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

議案第45号 かすみがうら市総合計画策定に関する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど委員長からご報告ありましたとおり、私ももちろん賛成でございますが、当市市制10周年という節目を迎えて、総合計画を見直す。その中で、私は1点、市長にぜひ今後そのターニングポイントとして、市長の姿勢をぜひ今後の総合計画の策定に向けて取り組んでいただきたいという念を含めて討論を申し上げます。

坪井市長、坪井市長が1期目のときにご決断された合併特例債事業第1号の跨線橋計画でございますが、こちらにつきましては、当市が財政健全化計画、もちろん全国的な財政を律する時期でもありました。私もこの跨線橋事業については、いろいろ厳しい意見を言わせていただきましたのも事実です。交通量調査が指数的にも1.5に至らないのに切り上げているなど、不可解な事業としての取り組みも見受けましたので、私も財政健全化という流れに沿って事業の凍結という方向にやむを得ず賛成して同意していた一員でございます。

しかしながら、今に至りまして、土浦市のおおつ野に総合病院が近く開院するということもあり、非常に需要の期待がさらに高まっている。もちろん市の執行部の皆さんとしてもそういった取り組みの向きがあるなということで伺うんですが、坪井市長が1期目のときに、その英断、凍結という選択を選ばれ、そして、また再度ここ2期目にして、かすみがうら市の総合計画の見直しの時期に、私はただ単に事業評価の中で簡単に再度総合計画の中に記載する、跨線橋事業計画というフレーズを書く。私はこれでは道理が足りないというふうに考える次第でございます。で

すから、私は本来この総合計画策定に関する条例の中で、その姿勢を示していただきたかったというのが本音でございます。

今後はこの制定を受け、市長が2期目就任後、市民の皆さん初め、跨線橋事業に大変期待を寄せていた当時の皆さんの思いを受け、坪井市長が凍結を決断されたのですから、そこにちゃんと道筋を根拠として積み上げていただきたい。当市は幾ら合併特例債事業とはいえ、まだまだ財源至らぬ市の身の丈であります。ぜひともこれを機会に市民の皆さんの意見を市長は就任後、さまざまところで伺ってきたとご答弁もいただいております。ぜひともこの跨線橋という需要に対して、市長の姿勢を今後この条例制定を機に積み上げていただいて、当市としての身の丈に合ったしっかりとした根拠の一つとして、この条例制定以外にも設けていただき、市民にご納得いただけるような選ばれた市長として示せるような市としての取り組みをご期待申し上げまして、私の本案に対する賛成の討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第46号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

介護保険料は、ことし4月から大幅に引き上げられました。その一方、医療介護総合確保推進法に基づき、低所得者対策として、第1段階の保険料を本則0.5から0.45と0.05引き下げるもので、財源は国・県・市町村で負担をいたします。この結果、保険料が大幅に引き上げられたため、低所得者の保険料軽減策をやっても、全体として値上げとなります。当市の介護保険料は10.2%の引き上げで、県内44市町村内では9番目に高くなっていますが、今回の改正条例案は介護保険

料の軽減措置を第1号保険料、第1段階に限ったため、当市では低所得者への保険料軽減策は微々たるものとなりました。

しかし、問題なのは、この軽減措置が消費税増税を財源にしていることであります。私は社会保障の財源は消費税増税に頼らず、大企業、大資産家への増税などに求めるべきだと考えます。公費を投入して介護保険料をもとに戻す。住民税非課税者までの軽減措置こそ実施すべきではないでしょうか。

よって、今回の条例改正には反対をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第46号は可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第47号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第48号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についての討

論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案第50号 霞ヶ浦北小学校大規模改造工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願

○議長（藤井裕一君）

日程第2、請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願につきましては、6月8日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号については全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第3号については全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

これより委員長に対し、請願審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

### 日程第3 委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第3、委員会発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出をされております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思ます

が、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

本案は、委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号は原案のとおり可決をされました。

暫時休憩します。

そのままお待ちください。

休 憩 午前10時19分

---

再 開 午前10時19分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程の追加

○議長（藤井裕一君）

ただいま市長から、議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命についてが提出されました。

お諮りをいたします。

議案第51号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、議案第51号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案書配付]

---

#### 追加日程第1 議案第51号

○議長（藤井裕一君）

追加日程第1、議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

**○市長（坪井 透君）**

ただいま上程をされました議案第51号 かすみがうら市教育長の任命についてご説明を申し上げます。

本案は、大山隆雄氏をかすみがうら市教育委員会教育長として任命することについて、議会の同意をお願いするものです。

大山氏は、長年にわたりまして教職に奉職をされ、その教育経験に裏づけされました豊富な識見に加えまして、教育現場にも精通していることから、教育長として最適任者と判断をし、提案をさせていただくものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤井裕一君）**

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命について、ご説明をいたします。

本案は、現在、本市教育委員並びに教育長として活躍をされております大山隆雄氏が本年6月24日をもって任期満了となることから、同氏をかすみがうら市教育委員会教育長として最適任者と考え、任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

任期は本年6月25日から平成30年6月24日までの3年となります。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

14番 小座野定信君。

**○14番（小座野定信君）**

賛成ということ的前提といたしまして、何点か確認の意味をもちまして質問をさせていただきます。任命者であられる市長にご答弁をいただきたいと思っております。

ただいま市長、そして担当総務部長よりご説明があったわけでございますが、確かに経験、実績、そして人間性と、教育長にとっては申し分のない方を教育長に任命してくださったなということに安心をいたしております。

そういう中、法改正により、教育長の権限というものが非常に大きくなってきている現在でご

ざいますが、その中で、現大山教育長のお考えといたしますか、当然任命者であられる市長は確認をいたしていると思うんですが、国歌、国旗に対することが非常に社会問題となっており、中には国歌が流れても起立をしない先生方、そして、国旗に対しても一礼もできないような教職員も中にはおられるとありますが、教育長はどのようなお考えなのか。

もう一点でございますが、市内において霞ヶ浦地区は小中学校、統廃合がほぼ完了し、子どもたちも足並みをそろえてスクールバスで通学も始まったようでございます。

しかしながら、この千代田地区におきましては、まだまだ各小学校のPTA、そして各地域の方々の理解が得られず、統廃合が進まないような現状ですけれども、大山教育長にはこの統廃合、非常に期待しておりますが、市長が確認したところでは大山教育長はどのようなお考えでおられるのか、市長の口からご答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、小座野議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の国旗掲揚に対する教育長の考え方でございますが、ご承知のように、国旗の掲揚につきましては、小中におきましては義務化されているものというふうに理解をいたしております。また、日本にとりましてのまさしく象徴でございます、そういった中で教育長も推進をするという、そういう立場の考え方だというふうに私は理解をいたしております。

それから、もう一点、小学校の統廃合の問題でございます。ご案内のとおり、霞ヶ浦は一つの方向ができました。今急速に少子化が進む中で、千代田地区におきましても、この統廃合、最重要課題だというふうに認識をいたしております。これは教育長も私も一緒でございます。そういう中で、市民の合意と、それから、もう一つは、子どもたちの将来の教育のあり方、あるべき姿、そういったものの両方を考えながら、ともに力を合わせて取り組んでまいりたいと、そういうふうに教育長自身も考えておりますし、私も考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

14番 小座野定信君。

○14番（小座野定信君）

ありがとうございました。大山教育長のますますのご活躍をご祈念いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

だいま議題となっております議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託

を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

議案第51号は人事案件でありますので、先例により討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

次いで、議案第51号の採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第51号 かすみがうら市教育委員会教育長の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、これに同意することに決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時29分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤井裕一君）

大山教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

大山教育長。

○教育長（大山隆雄君）

ただいま議員の皆様には重き任へのご同意をいただき、私ごと身の引き締まる思いであります。市民の負託に応えられますよう、議員の皆様や関係者の皆様のご指導をいただきながら、誠心誠意を尽くし、職務遂行に努めていきたいと考えております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

甚だ粗辞であります。挨拶といたします。

○議長（藤井裕一君）

ありがとうございました。

---

日程第 4 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第4、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして本日の会議を閉じ、平成27年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会といたします。

会期17日間にわたり、慎重なご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会副議長 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道